

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織活動](#) | [労働組合入門（労働組合の目的と存在理由）](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[▶ キーワード検索はこちら](#)

労働組合入門（労働組合の目的と存在理由）

「労働組合とは→基礎知識」 シート 2

労働組合入門

労働組合の目的と存在理由

それはね、労働者一人では困難なこと、一番の問題は労働者の賃金を改善する、人間らしい生活を行うために労働条件を改善することが必要なんだ。だけど、一人では実現しない、そこで労働者がまとまって（団結）、労働組合をつくり、経営者へ働きかけ、話し合いを求め、協議し改善していく。今では、労働者の生活のあらゆる問題に取り組んでいるんだ。

だから、労働者の生活応援団、幸福づくり支援団体ということかな。 あっ！それから労働組合法にも規定されているから紹介するね。

労働組合って何するところですか？



労働組合法第2条 「この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。・・・」

このように労働組合の存在意義が示されているんだ。

だから、労働組合は「組合員が主人公・主役」なんだ。リンカーンの言葉ではないが、「組合員による組合員のための組合活動」と言うことなんだよ。

また、労働組合法には、第一条で目的が規定されているのでこれも紹介しておこう。

労働組合法第1条 「この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。」

みんなで決めて、みんなが参加し、みんなで成果を分かち合う、ということなので、民主主義の運営を行うわけだよ。

労働組合は、日本国憲法第28条（労働三権）で保障しています。

労働三権とは、「団結権・団体交渉権・団体行動権」を言い、「労働組合法」を中心とする労働三法（労働組合法、労働基準法、労働関係調整法）で具体化しています。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[📍 サイトマップ](#) [📍 このサイトについて](#) [📍 個人情報保護の取組みについて](#)

[📍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.